

(証券コード3766)
平成27年6月5日

株 主 各 位

東京都杉並区和泉1丁目22番19号
システムズ・デザイン株式会社
代表取締役社長 限 元 裕

第49期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第49期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年6月22日(月曜日)午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年6月23日(火曜日)午前10時
2. 場 所 東京都新宿区西新宿2丁目7番2号
ハイアットリージェンシー 東京 地下1階『白鳳』の間
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第49期(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第49期(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)計算書類報告の件
- 決 議 事 項
 - 第1号議案 剰余金処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役5名選任の件
 - 第4号議案 監査役1名選任の件
 - 第5号議案 補欠監査役1名選任の件
 - 第6号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件
4. 招集にあたっての決定事項
 - (1) 議決権行使書面において、各議案に賛否の意思表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
 - (2) 議決権行使書面を重複して行使された場合は、最後に到達したものを有効なものとして取り扱わせていただきます。

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当社のウェブサイト(アドレス<http://www.sdcj.co.jp>)に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

(1) 営業の状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、消費税法改正に伴う駆け込み需要の反動が見られ、依然として欧州債務問題の長期化や新興国の成長鈍化などが景気の下振れリスクとして残るものの、金融緩和や各種経済政策を背景とした円安傾向や株価の堅調な推移も追い風となって、緩やかながら景気回復が継続しております。

当社グループの属する情報サービス分野においても、国内企業のIT投資は徐々に増加の傾向が見られ、受注環境は回復基調が継続いたしました。

このような状況の下、当社グループでは前期に引き続き、営業力の強化、主要顧客との信頼関係に基づく案件受注、採用活動への積極的な投資、事業所の新設等を行ってまいりました。

情報処理サービス事業につきましては、継続案件や新規案件の受注確保に注力してまいりましたが、当初見込んでいた高利益案件の受注が達成できませんでした。この結果、売上高は1,719,926千円（前期比8.2%増）、営業利益36,625千円（前期比14.8%減）となりました。

システム開発事業につきましては、主要顧客からの高利益案件が減少いたしました。この結果、売上高は4,299,492千円（前期比2.9%増）、営業利益122,134千円（前期比23.9%減）となりました。

アッセンブリー事業につきましては、主要顧客からの受注が減少いたしました。この結果、売上高は537,595千円（前期比30.2%減）、営業利益53,737千円（前期比67.5%減）となりました。

これらの結果、当連結会計年度における売上高は6,557,014千円（前期比0.3%増）となり、営業利益は212,497千円（前期比42.4%減）、経常利益は219,297千円（前期比41.2%減）となりました。

また、法人税、住民税及び事業税が71,528千円、法人税等調整額が23,992千円となり当期純利益は114,715千円（同55.2%減）となりました。

(2) 事業別売上高

| 事業区分 | 売上高(千円) | 構成比(%) | 前期比(%) |
|------------|-----------|--------|--------|
| 情報処理サービス事業 | 1,719,926 | 26.2 | 108.2 |
| システム開発事業 | 4,299,492 | 65.6 | 102.9 |
| アッセンブリー事業 | 537,595 | 8.2 | 69.8 |
| 合計 | 6,557,014 | 100.0 | 100.3 |

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施しました設備投資等は総額32,450千円であり、その主なものは次のとおりであります。

当連結会計年度中に完成した主要設備

| | | | |
|-----------|---------|---------|------------|
| 成増事業所 | 建物付属設備他 | 7,800千円 | システム開発事業 |
| 横浜事業所 | 工具器具備品他 | 8,327千円 | 情報処理サービス事業 |
| エントリーセンター | 工具器具備品他 | 6,620千円 | 情報処理サービス事業 |

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

| 区 分 | 第 46 期 (平成24年3月期) | 第 47 期 (平成25年3月期) | 第 48 期 (平成26年3月期) | 第 49 期 (当連結会計年度 (平成27年3月期)) |
|----------------|----------------------|----------------------|----------------------|-----------------------------------|
| 売 上 高(千円) | 5,598,626 | 5,529,390 | 6,539,325 | 6,557,014 |
| 経 常 利 益(千円) | 165,749 | 129,747 | 372,670 | 219,297 |
| 当 期 純 利 益(千円) | 62,607 | 75,530 | 256,310 | 114,715 |
| 1株当たり当期純利益 (円) | 17.10 | 20.63 | 70.58 | 32.03 |
| 総 資 産(千円) | 4,741,408 | 4,793,546 | 5,262,625 | 5,198,404 |
| 純 資 産(千円) | 3,460,282 | 3,507,835 | 3,669,729 | 3,787,181 |
| 1株当たり純資産額 (円) | 941.67 | 953.74 | 1,023.55 | 1,057.39 |

- (注) 1. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数に基づき算出しております。
2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

| 会 社 名 | 資 本 金 | 当社の議決権比率 | 主 要 な 事 業 内 容 |
|-------------|-------|----------|-----------------|
| 株式会社イメージ・テン | 10百万円 | 100% | デ ー タ 入 力 業 務 |
| 株式会社アイデス | 60百万円 | 100% | シ ス テ ム 開 発 業 務 |

- (注) 平成27年3月30日開催の取締役会において、株式会社イメージ・テンを平成27年3月31日付で解散し、清算することを決議しております。

(4) 対処すべき課題

情報サービス産業の分野においては、さらに競争が激化することが予想されます。当社グループといたしましては、この競争に打ち勝つために、また多様な事業目的を通じて社会的貢献のできる会社として認知され信頼される会社となるべきことを目指して、以下の諸施策を実行し、更なる経営基盤の強化を図り、安定した成長を実現してまいり所存であります。

① 情報管理について

当社が営む業務の殆どは守秘義務が厳格に求められ、特に情報処理サービス事業においては個人情報を大量に取り扱っており、取引先からも情報管理についての強化を求められております。また、システム開発事業においても顧客の機密情報を取り扱う事が稀ではなく、情報処理サービス事業と同様に情報管理の十分な対策を求められております。

当社では、平成16年6月に財団法人日本情報処理開発協会から「プライバシーマーク」の使用許諾を受けておりますが、平成17年4月には個人情報保護法が全面施行され、企業の社会的責任はますます高まってきております。

当社グループでは、現行の運用規定に則り適正な情報管理を行うと共に、今後の受注状況や社会変化に柔軟に対応し、情報の漏洩や毀損・改竄等の事故を未然に防止するとともに、万が一不測の事態により事故等が発生した場合には迅速な対処を行い、当社グループの信用失墜を招くような事態にはならないよう、細心の注意を以て臨む所存であります。

② システム開発事業の技術力強化について

システム開発事業においては、お客様のニーズは多様化・複雑化しており、厳しい価格競争を求められております。このような状況の中で優位を保つためには差別化されたより高い技術力が不可欠であります。そのため、より高度な専門技術・管理技術の向上に向けた人材育成に努め、研修体制を整備し、技術力の強化を図ってまいります。

③ 優秀な人材の確保について

当社は業容拡大のためにシステム開発事業をコアビジネスとして重要視しており、そのためには技術者の人材確保と強化・育成が課題であると認識しております。特に、開発案件の鍵を握るプロジェクトマネージャーや開発の上流工程における提案力のある技術者の確保が不可欠であり、今後ともこれらの人材確保を主眼とした積極的な採用活動を行う所存であります。

株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（平成27年3月31日現在）

当社グループは、総合情報サービス会社として下記の事業を営んでおります。

① 情報処理サービス事業

データソリューション、データ&ライブラリー、システムオペレーション、CTI業務等のサービスを提供しております。

② システム開発事業

製造、流通、通信、金融、医療、文教など様々な業種の大手・中堅企業向けのシステムを開発しております。

③ アッセンブリー事業

パッケージソフトウェアなどの媒体制作に伴うCD-ROMの大量プレス、梱包資材の調達・印刷から実際の梱包作業までを一貫してサポートしております。

山梨に専用工場を設け、高品質・短納期でお応えしております。

(6) 主要な営業所及び工場（平成27年3月31日現在）

① 当社の主要な営業所

| | |
|-------------------|----------|
| 本 社 | 東京都杉並区 |
| 大 阪 支 社 | 大阪府大阪市北区 |
| エ ン ト リ ー セ ン タ ー | 東京都八王子市 |
| 成 増 事 業 所 | 東京都板橋区 |
| 横 浜 事 業 所 | 神奈川県横浜市 |
| 山 梨 事 業 所 | 山梨県甲斐市 |
| 山 梨 竜 王 セ ン タ ー | 山梨県甲斐市 |

② 子会社

| | |
|-----------------------|-----------|
| 株 式 会 社 イ メ ー ジ ・ テ ン | 東京都八王子市 |
| 株 式 会 社 ア イ デ ス | 大阪府大阪市中央区 |

(7) 使用人の状況（平成27年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

| 事業区分 | 使用人数 | 前連結会計年度末比増減 |
|------------|-------------|-------------|
| 情報処理サービス事業 | 42 (521) 名 | 6(△7)名 |
| システム開発事業 | 344 (29) 名 | 26(4)名 |
| アッセンブリー事業 | 5 (12) 名 | 0(0)名 |
| 全社（共通） | 54 (11) 名 | △6(1)名 |
| 合計 | 445 (573) 名 | 26(△2)名 |

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。また、全社（共通）として記載されている使用人数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

| 使用人数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|-------------|-----------|-------|--------|
| 363 (497) 名 | 19 (△8) 名 | 39.0歳 | 8.9年 |

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成27年3月31日現在）

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成27年3月31日現在）

- | | |
|--------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 15,760,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 3,940,000株 |
| ③ 株主数 | 1,462名 |
| ④ 大株主（上位10名） | |

| 株主名 | 持株数 | 持株比率 |
|--------------------------|-------|-------|
| 限元 智子 | 626千株 | 17.5% |
| 佐藤 礼子 | 626 | 17.5 |
| システムズ・デザイン社員持株会 | 143 | 4.0 |
| ㈱みずほ銀行 | 100 | 2.8 |
| 三菱UFJ信託銀行(株) | 100 | 2.8 |
| 日本生命保険相互会社 | 80 | 2.2 |
| GOLDMAN, SACHS & CO. REG | 70 | 2.0 |
| 寺田 匡志 | 66 | 1.8 |
| 細谷 徳男 | 60 | 1.7 |
| 川村 洋子 | 56 | 1.6 |

(注) 持株比率は自己株式（358,361株）を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当する事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況（平成27年3月31日現在）

| 地 位 | 氏 名 | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況 |
|---------------|---------|---|
| 代 表 取 締 役 社 長 | 隈 元 裕 | |
| 取 締 役 会 長 | 細 谷 徳 男 | |
| 常 務 取 締 役 | 坂 川 進 | アウトソーシング事業担当 株式会社イメージ・テン代表取締役社長 |
| 取 締 役 | 岡 本 芳 明 | 管理業務担当 株式会社アイデス監査役 株式会社イメージ・テン監査役 |
| 取 締 役 | 大 倉 志 郎 | システム開発事業担当 |
| 常 勤 監 査 役 | 関 根 秀 樹 | |
| 監 査 役 | 下 島 正 | 下島正法律事務所所長 ビー・シー・エー株式会社社外監査役 |
| 監 査 役 | 深 澤 公 人 | 深澤会計事務所代表 ビー・シー・エー株式会社社外監査役 |

- (注) 1. 監査役下島正氏及び監査役深澤公人氏は、社外監査役であります。
2. 常勤監査役関根秀樹氏及び監査役深澤公人氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・常勤監査役関根秀樹氏は、長年にわたり当社の経理部に在籍し、経理・財務業務に携わってきた経験があります。
 - ・監査役深澤公人氏は、税理士の資格を有しております。
3. 当社は、監査役下島正氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 取締役及び監査役の報酬等

イ) 当事業年度に係る報酬等の総額

| 区 分 | 支給人員 | 支給額 |
|--------------------|------------|-----------------------|
| 取 締 役 | 5名 | 88,892千円 |
| 監 査 役 (うち社外監査役) | 3名 (2名) | 9,450千円 (3,450千円) |
| 合 計 (うち社外役員) | 8名 (2名) | 98,342千円 (3,450千円) |

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役及び監査役の報酬限度額は、平成18年6月27日開催の第40期定時株主総会において、取締役については年額150,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）、監査役については年額40,000千円以内と決議いただいております。
3. 上記の支給額には、以下のものも含まれております。
- ・当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額
取 締 役 5 名 5,490千円

③ 社外役員に関する事項

イ) 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・監査役下島正氏は、下島正法律事務所所長及びピー・シー・エー株式会社の社外監査役であります。当社は下島正法律事務所との間には特別の利害関係はありません。当社はピー・シー・エー株式会社との間に製品販売等の取引関係があります。
- ・監査役深澤公人氏は、深澤会計事務所代表及びピー・シー・エー株式会社の社外監査役であります。当社は深澤会計事務所との間には特別の利害関係はありません。当社はピー・シー・エー株式会社との間に製品販売等の取引関係があります。

ロ) 当事業年度における主な活動状況

| | 出席状況及び発言状況 |
|-----------|--|
| 監査役 下島 正 | 当事業年度に開催された取締役会18回のうち18回、監査役会15回のうち15回に出席いたしました。主に弁護士としての見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会において、当社の経理システム並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。 |
| 監査役 深澤 公人 | 当事業年度に開催された取締役会18回のうち18回、監査役会15回のうち15回に出席いたしました。税理士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の経理システム並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。 |

ハ) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、監査役下島正氏及び監査役深澤公人氏につきましては、同法第425条第1項に定める額としております。

④ 社外取締役を置くことが相当でない理由

当社は、従前より社外取締役の選任について検討してまいりましたが、適切な候補者がみつからなかったことなどもありまして、当事業年度末日において社外取締役を置いておりません。

しかしながら、今般の会社法改正やその他の社会情勢の変化などを踏まえ、精力的に社外取締役の人選に努めましたところ適任者を得ることができましたので、平成27年6月23日開催予定の第49期定時株主総会に社外取締役候補者を含む取締役選任議案を上程いたします。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額

| | 報酬等の額 |
|--|-------|
| イ. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | 33百万円 |
| ロ. 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 33百万円 |

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 非監査業務の内容

当社は、有限責任あずさ監査法人に対して、M&A対象企業に係るデュエリジェンス業務についての対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、又は、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(注) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の決定機関を、取締役会から監査役会に変更しております。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人有限責任あずさ監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

(5) 業務の適正を確保するための体制

当社は、内部統制システムの目的を「業務の有効性、効率性の確保」「財務報告の信頼性確保」「法規則と内部規定の遵守」であると認識し、不断の見直しによって内部統制の一層の強化、改善を図っております。

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、企業としての社会的信頼に応え、当社グループ全体の企業倫理及び法令遵守の基本姿勢を明確にすべく、「コンプライアンス基本方針」及び「企業行動基準」を定める。

当社役員及び使用人はこれらを率先垂範して実践する。

また、コンプライアンス体制の維持、向上を図るため、研修などを通じて指導教育を実施し、その徹底を図る。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る文書その他の情報につき、当社文書管理規程、個人情報保護規定に従い適切に保存及び管理（廃棄を含む。）の運用を実施し、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直し等を行う。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ) リスク管理体制の基礎として「リスク管理規程」を定め、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。

ロ) 発生が予想されるリスクの項目について同規程に明示し、各部門責任者が担当業務のリスク管理を行う。

ハ) 管理部長は、各リスク所管の部門責任者と協議の上、リスクに応じた有事の際の迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整える。

ニ) リスクが生じた場合、その重要度に応じて社長を本部長とする対策本部を設置し、顧問弁護士等を含むアドバイザーチームを組織し迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整える。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ) 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を毎月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとする。

ロ) 当社の経営方針及び経営戦略に係る重要事項については事前に経営企画会議において検討し、その審議を経て意思決定を行うものとする。

- ハ) 取締役会の決定に基づく職務執行については、組織権限規程に基づく業務分掌、職務権限等の社内規程を整備し、各役職者の権限と責任の明確化を図り、適正、かつ効率的な職務の執行が行われる体制を構築する。
- ⑤ 当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ) 当社は「関係会社管理規程」に基づきグループ会社に対して自主性を尊重しつつ、透明性のある適切な経営管理を行うとともに、内部統制に関する情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを含む体制を構築する。
- ロ) 当社の内部監査室は、当社及びグループ会社の内部監査を実施し、内部統制の改善策の指導、助言を行う。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- イ) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、監査役を補助すべき使用人を指名することができる。
- ロ) 監査役が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査役に委譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けないものとする。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- イ) 取締役及び使用人は、重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、監査役に対して当該事実に関する事項を速やかに報告しなければならない。
- ロ) 取締役及び使用人は、監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告を行わなければならない。
- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ) 監査役は、代表取締役社長と定期的に監査上の重要事項について意見及び情報の交換を行う。
- ロ) 監査役は必要に応じて、重要な社内会議に出席することができる。
- ハ) 監査役は外部監査人、内部監査室と密接な連携を保ちながら、情報、意見交換を行うとともに、必要に応じて報告を求める。

(6) 会社の支配に関する基本方針

当社は、会社の財政及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

(7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題のひとつとして位置づけ、安定配当の継続を基本方針としております。

内部留保につきましては、業務の一層の効率化を図るための設備投資、優秀な人材の確保・育成等社内体制の充実など経営基盤の強化に充当し、業容の拡大に取り組み、企業価値の増大を通じ、株主の皆様への利益還元を充実させることを基本とする方針であります。

このような方針のもと、当事業年度の期末配当金につきましては、1株当たり13円とさせていただきます。

連結貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部 | | 負 債 の 部 | |
|----------------------|------------------|----------------------|------------------|
| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
| 流 動 資 産 | 4,405,961 | 流 動 負 債 | 825,944 |
| 現金及び預金 | 2,823,180 | 買掛金 | 26,477 |
| 受取手形及び売掛金 | 1,265,965 | 未払金 | 327,051 |
| 商品及び製品 | 13,218 | 未払法人税等 | 20,393 |
| 仕掛品 | 115,443 | 賞与引当金 | 195,094 |
| 原材料及び貯蔵品 | 16,268 | 受注損失引当金 | 3,400 |
| 繰延税金資産 | 86,679 | 役員退職慰勞引当金 | 22,220 |
| その他 | 85,672 | その他 | 231,306 |
| 貸倒引当金 | △468 | 固 定 負 債 | 585,278 |
| 固 定 資 産 | 792,443 | 役員退職慰勞引当金 | 36,026 |
| 有 形 固 定 資 産 | 260,736 | 退職給付に係る負債 | 549,252 |
| 建物及び構築物 | 125,749 | 負 債 合 計 | 1,411,223 |
| 機械装置及び運搬具 | 3,291 | 純 資 産 の 部 | |
| 土地 | 106,082 | 株 主 資 本 | 3,745,601 |
| その他 | 25,612 | 資本金 | 333,906 |
| 無 形 固 定 資 産 | 59,678 | 資本剰余金 | 293,182 |
| のれん | 28,787 | 利益剰余金 | 3,271,730 |
| ソフトウェア | 21,061 | 自己株式 | △153,218 |
| その他 | 9,829 | その他の包括利益累計額 | 41,579 |
| 投 資 其 他 の 資 産 | 472,028 | その他有価証券評価差額金 | 16,741 |
| 投資有価証券 | 51,466 | 退職給付に係る調整累計額 | 24,838 |
| 長期貸付金 | 1,500 | 純 資 産 合 計 | 3,787,181 |
| 繰延税金資産 | 180,951 | 負 債 純 資 産 合 計 | 5,198,404 |
| その他 | 238,110 | | |
| 資 産 合 計 | 5,198,404 | | |

連結損益計算書

（平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで）

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 |
|----------------|-----------|
| 売上高 | 6,557,014 |
| 売上原価 | 5,305,486 |
| 売上総利益 | 1,251,527 |
| 販売費及び一般管理費 | 1,039,029 |
| 営業利益 | 212,497 |
| 営業外収益 | 6,923 |
| 受取利息 | 253 |
| 受取配当金 | 1,448 |
| 投資不動産賃貸料 | 400 |
| 保険事務手数料 | 665 |
| 還付消費税等 | 3,403 |
| その他 | 752 |
| 営業外費用 | 123 |
| 不動産賃貸原価 | 122 |
| 投資事業組合運用損 | 1 |
| 経常利益 | 219,297 |
| 特別利益 | 1,350 |
| 負のれん発生益 | 1,341 |
| 固定資産売却益 | 9 |
| 特別損失 | 9,055 |
| 固定資産除却損 | 351 |
| 減損損失 | 8,704 |
| 税金等調整前当期純利益 | 211,592 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 71,528 |
| 法人税等調整額 | 23,992 |
| 少数株主損益調整前当期純利益 | 116,071 |
| 少数株主利益 | 1,356 |
| 当期純利益 | 114,715 |

連結株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

(単位：千円)

| | 株 主 資 本 | | | | |
|-------------------------------|---------|-----------|-----------|----------|-------------|
| | 資 本 金 | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 合 計 |
| 当 期 首 残 高 | 333,906 | 293,182 | 3,157,263 | △153,218 | 3,631,134 |
| 会計方針の変更による累積的影響額 | | | 53,476 | | 53,476 |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高 | 333,906 | 293,182 | 3,210,740 | △153,218 | 3,684,610 |
| 当 期 変 動 額 | | | | | |
| 剰 余 金 の 配 当 | | | △53,724 | | △53,724 |
| 当 期 純 利 益 | | | 114,715 | | 114,715 |
| 株主資本以外の項目の当期 変 動 額 (純 額) | | | | | |
| 当 期 変 動 額 合 計 | — | — | 60,990 | — | 60,990 |
| 当 期 末 残 高 | 333,906 | 293,182 | 3,271,730 | △153,218 | 3,745,601 |

| | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 | | | 少 数 株 主 分 | 純資産合計 |
|-------------------------------|-----------------------|------------------|-------------------|-----------|-----------|
| | その他有価証券 評価差額金 | 退職給付に係る 調整累計額 | その他の包括利 益累計額合計 | | |
| 当 期 首 残 高 | 13,502 | 21,348 | 34,850 | 3,744 | 3,669,729 |
| 会計方針の変更による累積的影響額 | | | | | 53,476 |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高 | 13,502 | 21,348 | 34,850 | 3,744 | 3,723,205 |
| 当 期 変 動 額 | | | | | |
| 剰 余 金 の 配 当 | | | | | △53,724 |
| 当 期 純 利 益 | | | | | 114,715 |
| 株主資本以外の項目の当期 変 動 額 (純 額) | 3,239 | 3,490 | 6,729 | △3,744 | 2,985 |
| 当 期 変 動 額 合 計 | 3,239 | 3,490 | 6,729 | △3,744 | 63,975 |
| 当 期 末 残 高 | 16,741 | 24,838 | 41,579 | — | 3,787,181 |

連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の状況

① 連結子会社の数 2社

② 連結子会社の名称
㈱アイデス、㈱イメージ・テン

③ 連結子会社のうち、㈱イメージ・テンは平成27年3月31日付で解散し、清算手続き中であり、

(2) 非連結子会社の状況

連結の範囲から除外した子会社はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数

非連結子会社及び関連会社はありません。

3. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの……………期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

② たな卸資産

評価基準は原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

商品及び製品……………総平均法

仕掛品……………個別法

原材料……………総平均法

貯蔵品……………最終仕入原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く。）は定額法によっております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 15～60年

機械装置及び運搬具 2～8年

その他 4～6年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権については個別債権の回収可能性を考慮した、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金 従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度に対応する金額を計上しております。
- ③ 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
- ④ 受注損失引当金 受注案件の損失に備えるため、当連結会計年度末時点で将来の損失が見込まれ、かつ、当該損失額を合理的に見積もることが可能なものについて、翌連結会計年度以降に発生が見込まれる損失額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込み額に基づき計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。また、連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

- ① 当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事
工事進行基準（工事の進捗度の見積りは原価比例法）
- ② その他の工事
工事完成基準

(6) のれんの償却方法及び償却期間

10年間の均等償却を行っております。

(7) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法についても、従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率から、退職給付の支払見込期間および支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加算しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る負債が83,089千円減少し、利益剰余金が53,476千円増加しております。また、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ1,071千円増加しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

- 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
- 有形固定資産の減価償却累計額 420,983千円
- 損失の発生が見込まれる受注製作のソフトウェアに係る仕掛品と受注損失引当金は、相殺せずに両建てで表示しております。損失の発生が見込まれる受注製作のソフトウェアに係る仕掛品のうち、受注損失引当金に対応する額は22,863千円であります。

(連結損益計算書に関する注記)

- 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
- 売上原価に含まれている受注損失引当金繰入額 3,400千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

- 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
- 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度期首の株式数(株) | 当連結会計年度増加株式数(株) | 当連結会計年度減少株式数(株) | 当連結会計年度末の株式数(株) |
|-------|------------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 普通株式 | 3,940,000 | — | — | 3,940,000 |

3. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度期首の株式数(株) | 当連結会計年度増加株式数(株) | 当連結会計年度減少株式数(株) | 当連結会計年度末の株式数(株) |
|-------|------------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 普通株式 | 358,361 | — | — | 358,361 |

4. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

平成26年6月24日開催の第48期定時株主総会決議による配当に関する事項

| | |
|-----------|------------|
| ・配当金の総額 | 53,724千円 |
| ・1株当たり配当額 | 15.00円 |
| ・基準日 | 平成26年3月31日 |
| ・効力発生日 | 平成26年6月25日 |

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

平成27年6月23日開催予定の第49期定時株主総会において次のとおり付議いたします。

| | |
|-----------|------------|
| ・配当金の総額 | 46,561千円 |
| ・1株当たり配当額 | 13.00円 |
| ・基準日 | 平成27年3月31日 |
| ・効力発生日 | 平成27年6月24日 |

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、一時的な余資は主に流動性の高く投資リスクの少ない金融資産で運用し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、営業債権について、各事業部門における営業部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社グループの投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

| | 連結貸借対照表計上額 (千円) | 時価 (千円) | 差額 (千円) |
|--------------|--------------------|------------|------------|
| (1)現金及び預金 | 2,823,180 | 2,823,180 | — |
| (2)受取手形及び売掛金 | 1,265,965 | 1,265,965 | — |
| (3)投資有価証券 | 51,466 | 51,466 | — |
| 資産計 | 4,140,612 | 4,140,612 | — |
| (1)買掛金 | 26,477 | 26,477 | — |
| (2)未払金 | 327,051 | 327,051 | — |
| 負債計 | 353,529 | 353,529 | — |

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに投資有価証券に関する事項

資 産

(1)現金及び預金、(2)受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3)投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっております。

負 債

(1)買掛金、(2)未払金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

| | 1年以内 (千円) | 1年超 5年以内 (千円) | 5年超 10年以内 (千円) | 10年超 (千円) |
|-----------|--------------|---------------------|----------------------|--------------|
| 現金及び預金 | 2,823,180 | — | — | — |
| 受取手形及び売掛金 | 1,265,965 | — | — | — |
| 合 計 | 4,089,146 | — | — | — |

(減損損失に関する注記)

当社グループは、以下の資産について減損損失を計上しました。

| 用途 | 場所 | 種類 | 減損損失(千円) |
|----|--------|---------|----------|
| 倉庫 | 埼玉県所沢市 | 建物および土地 | 8,704 |

当社グループは、原則として概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位にてグルーピングを行っております。倉庫は個別物件単位でグルーピングを行っております。

当連結会計年度において、売却予定の資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（8,704千円）として特別損失に計上しております。その内訳は、建物2,508千円および土地6,196千円であります。

なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、正味売却価額については契約額を用いております。

(1株当たり情報に関する注記)

| | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 1,057.39円 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 32.03円 |

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部 | | 負 債 の 部 | |
|------------------------|------------------|----------------------|------------------|
| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
| 流 動 資 産 | 4,027,762 | 流 動 負 債 | 735,731 |
| 現金及び預金 | 2,603,716 | 買掛金 | 23,999 |
| 受取手形 | 4,276 | 未払金 | 323,326 |
| 売掛金 | 1,127,453 | 未払費用 | 25,546 |
| 商品及び製品 | 13,218 | 未払消費税等 | 128,845 |
| 仕掛品 | 109,791 | 賞与引当金 | 169,864 |
| 原材料及び貯蔵品 | 16,268 | 受注損失引当金 | 3,400 |
| 繰延税金資産 | 74,724 | 役員退職慰労引当金 | 22,220 |
| その他 | 78,652 | その他 | 38,528 |
| 貸倒引当金 | △339 | 固 定 負 債 | 457,514 |
| 固 定 資 産 | 855,635 | 退職給付引当金 | 426,104 |
| 有 形 固 定 資 産 | 246,136 | 役員退職慰労引当金 | 31,410 |
| 建物 | 117,024 | 負 債 合 計 | 1,193,246 |
| 構築物 | 36 | 純 資 産 の 部 | |
| 機械装置 | 357 | 株 主 資 本 | 3,673,410 |
| 車両運搬具 | 2,934 | 資本金 | 333,906 |
| 工具、器具及び備品 | 23,710 | 資本剰余金 | 293,182 |
| 土地 | 102,073 | 資本準備金 | 293,182 |
| 無 形 固 定 資 産 | 26,067 | 利 益 剰 余 金 | 3,199,540 |
| ソフトウェア | 19,258 | 利益準備金 | 25,743 |
| その他 | 6,808 | その他利益剰余金 | 3,173,797 |
| 投 資 そ の 他 の 資 産 | 583,432 | 別途積立金 | 1,916,671 |
| 投資有価証券 | 51,466 | 繰越利益剰余金 | 1,257,125 |
| 関係会社株式 | 168,009 | 自 己 株 式 | △153,218 |
| 差入保証金 | 90,154 | 評価・換算差額等 | 16,741 |
| 保険積立金 | 129,188 | その他有価証券評価差額金 | 16,741 |
| 繰延税金資産 | 136,403 | 純 資 産 合 計 | 3,690,152 |
| その他 | 8,210 | 負 債 純 資 産 合 計 | 4,883,398 |
| 資 産 合 計 | 4,883,398 | | |

損 益 計 算 書

（平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで）

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 |
|-------------------------|-----------|
| 売 上 高 | 5,843,601 |
| 売 上 原 価 | 4,794,139 |
| 売 上 総 利 益 | 1,049,461 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 | 885,724 |
| 営 業 利 益 | 163,737 |
| 営 業 外 収 益 | 3,060 |
| 受 取 利 息 | 233 |
| 受 取 配 当 金 | 1,446 |
| 保 険 事 務 手 数 料 | 665 |
| そ の 他 | 714 |
| 営 業 外 費 用 | 1 |
| そ の 他 | 1 |
| 経 常 利 益 | 166,796 |
| 特 別 利 益 | 9 |
| 固 定 資 産 売 却 益 | 9 |
| 特 別 損 失 | 328 |
| 固 定 資 産 除 却 損 | 328 |
| 税 引 前 当 期 純 利 益 | 166,477 |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 42,966 |
| 法 人 税 等 調 整 額 | 28,479 |
| 当 期 純 利 益 | 95,030 |

株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から)
(平成27年3月31日まで)

(単位：千円)

| | 株 主 資 本 | | | | | | | | | |
|-----------------------|---------|-----------|---------------|-----------|-----------------|-----------|-----------|----------|-------------|---------------|
| | 資 本 金 | 資 本 剰 余 金 | | 利 益 剰 余 金 | | | | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 計 合 | |
| | | 資 本 準 備 金 | 資 本 剰 余 金 計 合 | 利 益 準 備 金 | そ の 他 利 益 剰 余 金 | | | | | 利 益 剰 余 金 計 合 |
| | | | | | 別 積 立 | 送 金 | 繰 越 剰 余 金 | | | |
| 当 期 首 残 高 | 333,906 | 293,182 | 293,182 | 25,743 | 1,916,671 | 1,162,343 | 3,104,758 | △153,218 | 3,578,628 | |
| 会計方針の変更による累積的影響額 | | | | | | 53,476 | 53,476 | | 53,476 | |
| 会計方針の変更を反映した当 期 首 残 高 | 333,906 | 293,182 | 293,182 | 25,743 | 1,916,671 | 1,215,819 | 3,158,234 | △153,218 | 3,632,105 | |
| 当 期 変 動 額 | | | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | △53,724 | △53,724 | | △53,724 | |
| 当 期 純 利 益 | | | | | | 95,030 | 95,030 | | 95,030 | |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | | | | | | | | | | |
| 当 期 変 動 額 合 計 | — | — | — | — | — | 41,305 | 41,305 | — | 41,305 | |
| 当 期 末 残 高 | 333,906 | 293,182 | 293,182 | 25,743 | 1,916,671 | 1,257,125 | 3,199,540 | △153,218 | 3,673,410 | |

| | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 | | | 純 資 産 合 計 |
|-----------------------|-------------------------|--------|---------------|-----------|
| | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 評 差 額 | 価 額 ・ 換 算 等 計 | |
| 当 期 首 残 高 | | 13,502 | 13,502 | 3,592,131 |
| 会計方針の変更による累積的影響額 | | | | 53,476 |
| 会計方針の変更を反映した当 期 首 残 高 | | 13,502 | 13,502 | 3,645,607 |
| 当 期 変 動 額 | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | △53,724 |
| 当 期 純 利 益 | | | | 95,030 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | | 3,239 | 3,239 | 3,239 |
| 当 期 変 動 額 合 計 | | 3,239 | 3,239 | 44,544 |
| 当 期 末 残 高 | | 16,741 | 16,741 | 3,690,152 |

個別注記表

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式……………移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

① 時価のあるもの……………事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

② 時価のないもの……………移動平均法による原価法

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

商品及び製品……………総平均法

仕掛品……………個別法

原材料……………総平均法

貯蔵品……………最終仕入原価法

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く。）は定額法によっております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 15～60年

車両運搬具 2～5年

工具、器具及び備品 4～6年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権については個別債権の回収可能性を考慮した、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に対応する金額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(5) 受注損失引当金

受注案件の損失に備えるため、当事業年度末時点で将来の損失が見込まれ、かつ、当該損失額を合理的に見積もることが可能なものについて、翌事業年度以降に発生が見込まれる損失額を計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

イ 当事業年度末までの進捗部分について成果の現実性が認められる工事

工事進行基準（工事の進捗度の見積りは原価比例法）

ロ その他の工事

工事完成基準

6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。）を、当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法についても、従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率から、退職給付の支払見込期間および支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加算しております。

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が83,089千円減少し、繰越利益剰余金が53,476千円増加しております。また、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ1,071千円増加しております。

(貸借対照表関係)

1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 関係会社に対する金銭債権、債務（区分表示したものを除く。）

短期金銭債務 18,722千円

3. 有形固定資産の減価償却累計額 393,861千円

4. 保証債務

次の関係会社について、取引先からの仕入契約に対し債務保証を行っております。

(株)アイデス 2,667千円

(損益計算書関係)

1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 関係会社との取引高

| | |
|------------|-----------|
| 外注加工費 | 176,195千円 |
| その他製造費 | 846千円 |
| 営業取引以外の取引高 | 111千円 |

(株主資本等変動計算書関係)

1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 自己株式の数に関する事項

| | 当事業年度期首の株式数(株) | 当事業年度増加株式数(株) | 当事業年度減少株式数(株) | 当事業年度末の株式数(株) |
|------|----------------|---------------|---------------|---------------|
| 普通株式 | 358,361 | — | — | 358,361 |

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (単位:千円)

繰延税金資産(流動)

| | |
|-----------|--------|
| 未払事業所税 | 2,058 |
| 未払費用 | 7,765 |
| 受注損失引当金 | 1,125 |
| 賞与引当金 | 56,225 |
| 役員退職慰労引当金 | 7,352 |
| その他 | 786 |
| 繰延税金資産合計 | 75,313 |

繰延税金負債(流動)

| | |
|-----------|--------|
| 未収事業税 | △588 |
| 繰延税金負債合計 | △588 |
| 繰延税金資産の純額 | 74,724 |

繰延税金資産(固定)

| | |
|-----------|---------|
| 一括償却資産 | 565 |
| 投資有価証券評価損 | 1,507 |
| 退職給付引当金 | 137,802 |
| 役員退職慰労引当金 | 10,160 |
| 関係会社株式評価損 | 14,908 |
| その他 | 5,864 |
| 繰延税金資産小計 | 170,808 |
| 評価性引当額 | △27,970 |
| 繰延税金資産合計 | 142,837 |

繰延税金負債(固定)

| | |
|--------------|---------|
| その他有価証券評価差額金 | △6,433 |
| 繰延税金負債合計 | △6,433 |
| 繰延税金資産の純額 | 136,403 |

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.6%から平成27年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.1%に、平成28年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、32.3%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は19,652千円減少し、法人税等調整額が20,309千円増加しております。なお、評価・換算差額等に対する影響は軽微であります。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、退職一時金制度及び確定拠出年金制度を採用しており、また総合設立型の厚生年金基金制度に加入しております。

2. 退職給付債務に関する事項

| | |
|-------------|------------|
| 退職給付債務 | △389,394千円 |
| 未積立退職給付債務 | △389,394千円 |
| 未認識数理計算上の差異 | △36,710千円 |
| 貸借対照表計上額純額 | △426,104千円 |
| 退職給付引当金 | △426,104千円 |

当社は全国情報サービス産業厚生年金基金に加入しておりますが、総合設立型基金であり、個別企業毎の年金資産を合理的に算定できないため、年金資産の残高に含めておりません。また、要拠出額を退職給付費用として処理しております総合設立型の厚生年金基金制度に関する事項は、次のとおりであります。

(1) 制度全体の積立状況に関する事項（平成26年3月31日現在）

| | |
|----------------------------------|---------------|
| 年金資産の額 | 627,857,296千円 |
| 年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額(注) | 640,038,123千円 |
| 差引額 | △12,180,826千円 |

(注) 前事業年度においては、「年金財政計算上の給付債務の額」と掲記していた項目であります。

(2) 制度全体に占める当社の掛金拠出割合（平成26年3月31日現在）

0.32%

3. 退職給付費用に関する事項

| | |
|----------------|-----------|
| 勤務費用 | 110,728千円 |
| 利息費用 | 4,929千円 |
| 数理計算上の差異の費用処理額 | △3,001千円 |
| 小計 | 112,656千円 |
| 確定拠出年金への掛金支払額 | 11,980千円 |
| 計 | 124,636千円 |

(注) 厚生年金基金制度への要拠出額を勤務費用に含めて計上しております。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

退職給付見込額の期間配分方法

給付算定式基準

割引率 (%)

1.3

数理計算上の差異の処理年数 (年)

10

(各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。)

(1株当たり情報に関する注記)

(1) 1株当たり純資産額

1,030.30円

(2) 1株当たり当期純利益

26.53円

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年5月22日

システムズ・デザイン株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 野口 昌邦 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 田中 淳一 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、システムズ・デザイン株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、システムズ・デザイン株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年 5月22日

システムズ・デザイン株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

| | | | | |
|--------------------|-------|----|----|---|
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 野口 | 昌邦 | Ⓔ |
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 田中 | 淳一 | Ⓔ |

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、システムズ・デザイン株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第49期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第49期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月25日

システムズ・デザイン株式会社 監査役会

| | | | | | |
|-------|---|---|---|---|---|
| 常勤監査役 | 関 | 根 | 秀 | 樹 | ㊟ |
| 社外監査役 | 下 | 島 | | 正 | ㊟ |
| 社外監査役 | 深 | 澤 | 公 | 人 | ㊟ |

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、安定配当の維持を基本としながら、当事業年度の業績ならびに今後の事業展開等を勘案して、以下のとおり当事業年度の期末配当をいたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式 1株につき金13円
配当総額 46,561,307円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
平成27年6月24日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

(1) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役および社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役および監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第30条第2項および第40条第2項の一部を変更するものであります。

なお、定款第30条第2項の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|--|
| (取締役の責任免除) 第30条 (条文省略) 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。 | (取締役の責任免除) 第30条 (現行どおり) 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u> との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。 |
| (監査役 of 責任免除) 第40条 (条文省略) 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。 | (監査役 of 責任免除) 第40条 (現行どおり) 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>監査役</u> との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。 |

第3号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | ふ り が な 氏 名 (生年月日) | 略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況) | 所有する当社の株式数 |
|-------|-------------------------------------|--|------------|
| 1 | くま もと ひろし 隈 元 裕 (昭和42年12月16日) | 平成5年4月 日本電気㈱入社 平成12年10月 当社入社 平成17年4月 当社営業本部部長 平成18年4月 当社経営企画本部部長 平成19年4月 当社営業本部長 平成19年6月 当社取締役 平成22年4月 当社取締役システム事業部長 平成23年6月 当社常務取締役システム事業部長 平成25年6月 当社代表取締役社長（現任） | 20,000株 |
| 2 | さか がわ すずむ 坂 川 進 (昭和30年10月21日) | 昭和49年9月 千代田電子計算㈱（現システムズ・デザイン㈱）入社 平成12年4月 同社企画推進部長 平成12年10月 当社プロダクトサービス部長 平成17年5月 当社アウトソーシング事業本部長 平成17年6月 当社取締役 平成22年4月 当社取締役アッセンブリー事業部長 平成23年6月 当社常務取締役（現任） 平成24年4月 当社常務取締役アウトソーシング事業部長 | 17,000株 |

| 候補者 番号 | ふ り が な 氏 (生 年 月 日) | 略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況) | 所有する当 社の株式数 |
|-----------|--|--|----------------|
| 3 | おか もと よし あき 岡 本 芳 明 (昭和30年1月30日) | 昭和52年4月 近鉄航空貨物㈱(現㈱近鉄エクスプレス) 入社 昭和57年10月 当社入社 平成8年11月 当社大阪営業所長 平成11年4月 当社取締役 平成12年2月 当社代表取締役副社長 平成12年10月 当社常務取締役システム事業本部長 平成14年10月 当社常務取締役大阪支社長 平成16年11月 当社常務取締役システム事業本部副本部長 平成17年5月 当社常務取締役システム事業本部長 平成20年12月 当社取締役システム事業本部長 平成22年4月 当社取締役経営企画部長 平成24年4月 当社取締役管理部長 平成25年6月 当社取締役(現任) (重要な兼職の状況) ㈱アイデス監査役(現任) | 22,500株 |
| 4 | おお くら し ろう 大 倉 志 郎 (昭和33年8月22日) | 昭和59年4月 当社入社 平成11年5月 当社大阪営業所システム開発部長 平成12年10月 当社大阪営業所長 平成16年11月 当社大阪支社長 平成25年6月 当社取締役(現任) | — |
| ※ 5 | はたけ やま みち こ 畠 山 道 子 (昭和26年6月13日) | 昭和50年4月 社団法人海外コンサルティング企業協会入職 平成14年1月 ㈱日本開発サービス入社 平成22年10月 ㈱日本開発政策研究所入社(現職) | — |

(注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。

2. 取締役候補者岡本芳明氏は、株式会社アイデスの監査役を兼務しており、当社は同社との間にシステム開発事業の取引関係があります。

3. 取締役候補者畠山道子氏は、社外取締役候補者であります。直接会社の経営に関与された経験はありませんが、途上国向け開発支援業務に長年携わり、豊富な経験と知識を有しており、その見識を活かして、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断いたしました。
4. その他の取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
5. 取締役候補者畠山道子氏は、本議案が承認され取締役に就任することとなった場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額といたします。
6. 取締役候補者隈元裕氏は、平成27年6月25日開催予定のピー・シー・エー株式会社第35回定時株主総会の承認をもって、ピー・シー・エー株式会における社外取締役に就任する予定であります。

第4号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役深澤公人氏が任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

| ふりがな 氏名 (生年月日) | 略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況) | 所有する当社の株式数 |
|-----------------------------------|---|------------|
| ふかさわ きみひと 深澤 公人 (昭和32年2月7日) | 昭和58年10月 宮下会計事務所入所 昭和63年5月 税理士登録、深澤会計事務所代表(現職) 平成2年6月 ㈱ニチカ・シー・アイ・エス代表(現職) 平成23年6月 当社社外監査役(現任) (重要な兼職の状況) 深澤会計事務所代表(現任) ピー・シー・エー(株)社外監査役(現任) | 4,000株 |

- (注) 1. 上記の候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 監査役候補者深澤公人氏は、社外監査役候補者として選任するものであります。
3. 社外監査役候補者とする理由、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断する理由について
- (1) 社外監査役候補者とする理由について
深澤公人氏につきましては、税理士としての高度な専門的知識を当社の監査体制に活かしていただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。
- (2) 社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断する理由について
深澤公人氏は、税理士としての高い見識とコーポレート・ガバナンスに関する知見を有するとともに、一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、高い独立性を有すると思料されることから、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
4. 深澤公人氏は、現在当社の社外監査役であります。監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
5. 当社は深澤公人氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。なお、同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
6. 監査役候補者深澤公人氏は、ピー・シー・エー株式会社の社外監査役を兼務しており、当社は同社との間に製品販売等の取引関係があります。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

| ふ り が な 氏 名 (生年月日) | 略歴および重要な兼職の状況 | 所有する当社の株式数 |
|--|--|------------|
| か た や ま ま さ や 片 山 雅 也 (昭和52年8月2日) | 平成17年4月 司法研修所入所 | 一 株 |
| | 平成18年10月 弁護士登録 A Z X総合法律事務所入所 | |
| | 平成20年10月 松岡・浅田法律事務所入所 | |
| | 平成21年1月 弁護士法人アヴァンセリーガルグループ入所 | |
| | 平成25年11月 株式会社アヴァンセ・インテリジェンス社外監査役就任（現任） | |
| | 平成25年12月 株式会社アヴァンセ・ホールディングス取締役就任（現任） | |
| | 平成26年1月 弁護士法人アヴァンセリーガルグループ代表社員就任（現任） | |
| | 平成26年3月 行政書士法人アヴァンセリーガルグループ社員就任（現任） | |
| | 平成26年4月 株式会社アヴァンセ・トラシード代表取締役就任（現任） | |
| | 平成26年10月 株式会社アヴァンセドットコム取締役就任（現任） | |
| 平成27年3月 株式会社松家ホールディングス社外取締役就任（現任） | | |

- (注) 1. 上記の候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 片山雅也氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 片山雅也氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、弁護士として培われた高度な専門的知識を当社の監査体制に反映していただくことを期待したためであります。なお、同氏は、上記の理由により、社外監査役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。
4. 本議案が承認され監査役に就任することとなった場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額といたします。
5. 片山雅也氏が代表を務める弁護士法人アヴァンセリーガルグループと当社とは顧問契約関係があります。

第6号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

取締役細谷徳男氏は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとしたと存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会にご一願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

| 氏名 | 略歴 |
|-------|---|
| 細谷 徳男 | 平成8年6月 千代田電子(株) (現システムズ・デザイン(株)) 取締役 平成12年10月 当社常務取締役 平成17年6月 当社代表取締役社長 平成25年6月 当社取締役会長 (現任) |

以上

株主総会会場ご案内図



ハイアット リージェンシー 東京
東京都新宿区西新宿2丁目7番2号
地下1階『白鳳』の間

■徒歩での経路

- ・新宿駅(西口)より徒歩約9分
- ・地下鉄大江戸線都庁前駅A7出口C4連絡通路直結
- ・地下鉄丸ノ内線西新宿駅より徒歩約4分

■無料送迎シャトルバス

- ・新宿駅西口小田急ハルク前35番乗り場よりホテルまで20分間隔で往復運行